

## 高齢者虐待防止のための指針

### 1. 基本方針

角田市地域包括支援センター（以下「事業所」という。）は、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法及び介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号、以下「高齢者虐待防止法」という。）」に規定する、高齢者虐待の防止等のための措置を確実に実施するために基本指針を定める。

### 2. 高齢者虐待の定義

#### (1) 養護者による高齢者虐待

養護者が養護する高齢者に対して行う次に掲げる行為とする。

##### 1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

##### 2) 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行使の放置等、養護を著しく怠ること。

##### 3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言もしくは拒否的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

##### 4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

##### 5) 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

#### (2) 職員による高齢者虐待

職員が利用者に対して行う次に掲げる行為とする。

##### 1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

##### 2) 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を怠ること。

##### 3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### 4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

#### 5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

### 3. 虐待防止にかかる具体的措置

#### (1) 虐待防止検討委員会の設置等について

事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するために以下の事項を定めることとする。

①委員会の運営責任者は地域包括支援センター所長とする。

②委員会は、年2回以上、委員長の招集により開催する。

③委員会の審議事項は次のとおりとする。

ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。

イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること。

ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。

エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること。

オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。

カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。

キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

#### (2) 職員研修の実施について

1) 職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。

2) 研修は年1回以上実施することとする。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施することとする。ただし、研修の開催は外部研修等の参加に代えることができることとする。

3) 研修の内容については、資料、出席者名簿等を記録し、報告書として保存することとする。

#### (3) 虐待が発生した場合の対応方法について

事業所は、虐待の発生を把握した場合に、次のとおり対応する。

- 1) 利用者、その家族か、職員等から虐待の相談又は報告を受けたときは、本指針に基づき対応する。
- 2) 虐待が発生した場合（疑いを含む。）には、速やかに市に通報し、市の行う事実確認に協力する。
- 3) 職員による虐待が判明した場合は、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- 4) 虐待の事実が確認された場合は、委員会を開催し、再発防止策の検討又はその効果の評価を行い、虐待の原因の除去と再発防止に努めることとする。

(4) 虐待に関する相談・報告体制について

事業所は、本指針による虐待防止に関する措置を適切に実施するため、虐待受付担当者（以下「担当者」という。）を置き、次のとおり対応する。

- 1) 職員が他の職員による虐待を発見した場合は、担当者へ速やかに報告する。
- 2) 担当者は、虐待の事実（疑いを含む。）を把握した場合は速やかに市に通報し、市の行う事実確認に協力する。
- 3) 担当者は、受付記録や経過記録を作成する。
- 4) 担当者は、発見者の情報について秘匿した上で経過等の記録を委員会において提示し、当該事案の検証、再発防止策の作成を行う。
- 5) 事業所は、検討した再発防止策を職員等に周知する。

(5) 成年後見制度等の利用支援について

事業所は、利用者やその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、市や社会福祉協議会の関係窓口を案内する等の支援を行うこととする。

(6) 苦情解決方法について

事業所は、苦情受付担当者を置き、苦情解決に向けて対応する。虐待に関する苦情相談があった場合や苦情内容から虐待が疑われる場合においては、担当者と連携できるように次のとおり対応する。

- 1) 苦情受付担当者は、虐待に関する苦情相談があった場合は、相談を受け付け、管理者に報告する。
- 2) 苦情受付担当者は、管理者に報告後、担当者と情報を共有する。その後の虐待発生時の対応については担当者が行う。
- 3) 管理者および苦情受付担当者が、相談者に不利益が生じないよう相談者の個人情報の取り扱いに細心の注意を払う。

(7) 利用者に対する指針の閲覧について

事業所は、本指針をいつでも閲覧できるよう事務室に備え付けることとする。また、ホームページにも公開する。

(8) その他虐待の防止の推進について

- 1) 事業所は、虐待防止に関する情報の収集に努め、常に適切な支援、対応ができるよう体制を整備する。
- 2) 虐待の証拠の有無に関わらず、虐待が疑われる場合には市に通報を行う。
- 3) 本指針に定めのない事項については、委員会にて協議する。

附 則

この指針は、令和6年3月18日から施行する。